

# 埼玉東部消防組合火災予防条例の一部改正について

## 1 蓄電池設備に係る基準の見直しについて

### (1) 改正背景

現行の蓄電池設備の規制は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した規定となっています。

しかし、昨今の蓄電池設備の多様化や、蓄電池容量の大容量化に対応した安全基準になるよう、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「火災予防条例（例）」が改正されました。この改正に伴い、埼玉東部消防組合火災予防条例の一部を改正するものです。

### (2) 改正の概要

#### ア 火災予防条例第 13 条関係

(ア) 規制単位を『Ah（アンペアアワー）・セル』から Ah・セルに定格電圧を乗じることによって得られる、蓄電池容量『kWh（キロワット時）』に改めます。

(イ) 20kWh を超える蓄電池設備は地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とします。

(ウ) 上記(イ)において、開放型鉛蓄電池の場合は、耐酸性の床又は台上に設置することとします。

#### ○ 現 行

Ah・セル	火災予防条例への適合の要否	届出の要否
4,800Ah・セル未満	対象外	不要
4,800Ah・セル以上	火災予防条例への適合	必要



#### ○ 改正後

蓄電池容量	火災予防条例への適合の要否	届出の要否
10kWh 以下	対象外	不要
10kWh 超 20kWh 以下	※ 7号告示第2に適合するものは対象外	不要
20kWh 超	火災予防条例への適合 ※ 7号告知第3に適合するものは離隔距離不要	必要

※ 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

#### イ 火災予防条例第 44 条関係

蓄電池設備の届出対象を、**20kWh（キロワット時）を超えるもの**とします。

## 2 固体燃料を用いた火気設備等に係る基準の見直しについて

### (1) 改正背景

現在、炭火焼き器は、使用温度について厳しい規制が適用され、可燃物からの離隔距離を大きく確保する必要があり、機器の設置に際し支障となっている状況にあります。

今般、総務省消防庁において、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「火災予防条例（例）」が改正されました。この改正に伴い、埼玉東部消防組合火災予防条例の一部を改正するものです。

### (2) 改正の概要

固体燃料を使用する厨房設備としての、木炭を燃料とする「炭火焼き器」について、建築物等及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離を、別表第3に新たに規定します。

種 類				上方	側方	前方	後方	
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	100 cm	50 cm	50 cm	50 cm
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	80 cm	30 cm	—	30 cm

### ○ 別表第3【一部抜粋】

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
				組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	新規追加
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	200	200	

### 3 施行期日について

---

この条例は令和6年（2024年）1月1日から施行します。

### 4 お問合せ先について

---

所在地がある消防署で管轄いたしますので、各消防署までお問合せください。

#### ● 久喜市内

- ・ 久喜消防署 : 0480-21-0190
- ・ 東分署 : 0480-22-1217
- ・ 鷺宮分署 : 0480-58-1001
- ・ 菖蒲分署 : 0480-85-1009
- ・ 栗橋分署 : 0480-52-2119

#### ● 加須市内

- ・ 加須消防署 : 0480-61-0119 (代表)
- ・ 騎西分署 : 0480-73-0123
- ・ 北川辺分署 : 0280-62-2030
- ・ 大利根分署 : 0480-72-2119

#### ● 幸手市内

- ・ 幸手消防署 : 0480-42-9119 (代表)

#### ● 白岡市内

- ・ 白岡消防署 : 0480-92-1800 (代表)

#### ● 杉戸町内

- ・ 杉戸消防署 : 0480-33-0119 (代表)
- ・ 泉出張所 : 0480-38-2011

#### ● 宮代町内

- ・ 宮代消防署 : 0480-34-0119 (代表)

埼玉東部消防組合

